

令和4年度履行状況調査の調査結果

令和4年11月24日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める履行状況調査は、機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものであり、調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置が講じられることとなるものである。

2. 調査対象・内容等

[調査対象] ※第29回有識者会議において決定した履行状況調査実施方針に基づき決定

- 体制整備等自己評価チェックリストに基づき、抽出した優先度の高い機関（14機関）
- 平成26年4月以降に競争的研究費の不正事案が発生した機関（7機関）

合計21機関（別紙1）

[調査内容]

- 機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、以下の調査の観点に基づき確認した。

[調査の観点]（例）※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応

- ① 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化、監事に求められる役割の明確化
- ② コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）、ルール of 明確化・統一化、告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
- ③ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施、不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置
- ④ 研究費の適正な運営・管理活動（予算執行状況の把握、物品・役務の発注・検収、非常勤雇用者の雇用管理、出張に伴う経費の支払い）
- ⑤ 情報発信・共有化の推進（相談窓口の設置、競争的研究費等の不正への取組に関する機関の方針等の公表）
- ⑥ 内部監査の実施（不正発生要因の分析、監査計画の立案、専門的知識を有する者の活用、リスクアプローチ監査の実施）、

[調査体制・方法]

- 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、各機関が提出する調査報告書及び過去3年間の内部監査結果等に基づき、「書面調査」を実施した。
- 調査の過程において、ガイドラインに基づく体制整備・運用に係る具体的な取組事例の提示などの助言を行い、各機関における取組の改善を促した。

3. 調査経過

令和3年 11月 25日	履行状況調査実施方針の審議・決定
令和4年 3月 23日	令和4年度履行状況調査対象機関の審議・決定
3月 29日	履行状況調査対象機関に対して通知文書を発出
5月 31日	履行状況調査対象機関が調査報告書等を提出
6月 1日～	書面調査
令和4年 11月 24日	令和4年度履行状況調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 全ての機関(21機関)において、ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、所要の対策が着実に履行されている。
- 本調査においては、①学生を含めた機関内外へルールの周知徹底、②物品の発注・検収業務における事務手続きの工夫、③監事や外部有識者の活用を通じた内部監査体制の充実など、多くの機関で機関の規模や特性に応じた実効性のある取組が見られた。
- また、ガイドラインの要請事項のうち、①機関内の責任体系の明確化、②不正に係る調査の体制・手続等の規程整備、③発注・検収業務に関する体制整備、④実効性のある内部監査の実施などについて、一部履行に向けた取組が必ずしも十分でない機関があったが、改善を促した結果、改善に向けた取組が確認できた。
- 今後も、引き続き、全ての機関において、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。
- 個別の調査結果については、別紙2のとおり。

5. 今後の取組

- 今回の対象機関(21機関)においては、今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制の一層の整備に向けた取組状況も含め、ホームページ等を通じ、積極的な情報発信に努めていただきたい。また、他の研究機関においては、本調査結果として抽出した「指導・改善事項」等を参考として、今後の公的研究費の管理・監査体制の更なる整備・充実にに向けた取組が実施されることを期待したい。
- 調査の結果は、当該機関に通知するとともに、本調査対象外の研究機関にて、今後の公的研究費の管理・監査体制の更なる整備・充実にに向けた取組の参考にするため、文部科学省ホームページで本調査における「指導・改善事項」等を公表する。
- 今後、令和4年度体制整備等自己評価チェックリストの令和4年12月末のデータに基づき分析し、令和5年度履行状況調査の対象機関の選定を行うこととし、次回の有識者会議(令和5年3月開催予定)で審議・決定を行う。また、各機関の意識改革に向けた取り組みを促すとともに、これまでに履行状況調査を実施した機関に対しても、有識者との意見交換の機会を充実させ、きめ細かな調査・指導を行う。